

- 7) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
- 8) 本業務は、若手技術者の育成支援を目的とした試行業務である。
- 9) 本業務は、地元企業（岡山県内に本店を有する）の受注実績の拡大等を目的として、地元企業と設計共同体を構成した場合に評価を行う「地元企業参加型（JV評価）」の試行業務である。
- 10) 本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。
- 11) 予算成立の事情により、本業務の入札及び開札を変更又は取り消すことがある。
- 12) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- 13) 本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。
- 2 指名されるために必要な要件
- 1) 入札参加者に要求される資格
- (1) 入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
- ① 単体企業
- ア) 予算決算及び会計令（以下「予算令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ) 中国地方整備局における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の申請を令和3年1月15日までに行っていること。なお、落札決定時点において、令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。

- ウ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- エ) 参加表明書提出期限日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
- オ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ② 設計共同体
- ①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年12月17日付け中国地方整備局長）に示すところにより、中国地方整備局長から令和3年度旭川中上流流域環境調査他業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を開札時点において受けているものであること。
- (2) 入札に参加しようとする者（設計共同体の各構成員を含む）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- [1] 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。
- 1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- [2] 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年財務省令第12

- 号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- 1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- エ) 組合の理事
- オ) その他業務を執行する者であつて、ア) からエ) までに掲げる者に準ずる者
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- [3] その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記[1]又は[2]と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- 2) 入札参加者を選定するための基準
- 中国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、同種又は類似業務の実績並びに業務成績、配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。
- 3 総合評価落札方式に関する事項
- 1) 落札者を決定するための基準
- 入札参加者は、価格及び技術資料（配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他）をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- ① 入札価格が予算令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負又は委託契約については、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- ② 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。